紹介『無強喰合禁物集』

―養生和歌の一齣―

木 意知男

八

要旨

ものといってよい。そこで、これを養生和歌・ 平成十一年)等にもこの書はふれられていない。徳本の名を冠した小冊子に、『徳本 喰合禁物集』がある。例えば、 傷寒論』の論拠を以て医説を立てた。『医之弁』『梅花無尽蔵』等の著作が知られるが、偽書も多いとされる。その 西に曲直瀬三あらば東に永田徳本あり、と称えられ、 種と考えられる。 概書は、 養生の柱である食餌の喰合せの禁を「いろは歌」四十八首の和歌に詠んだものである。故に医療教訓歌 かつて紹介した道三『養生和歌』(『神道史研究』第四十九巻第二号)等と同列に扱われてよい 教訓歌資料として翻刻開示する。 世に「甲斐の徳本」と呼ばれた名医知足斎茅庵永田徳本は、 小曽戸洋氏著『日本漢方典籍辞典』(大修館書店、

(キーワード)

永田徳本 甲斐徳本 養生和歌 いろは歌 喰合せ 紹介翻刻

えるポイントの一つに ところで、 これまで、 曲直瀬道三と多紀元徳の『養生和歌』を翻刻紹介した。両者は養生の肝要を和歌の様式で示したものである。 益軒貝原篤信の『養生訓』を見ても明らかな如く、養生の中心的柱は食餌法である。そしてこの食餌法を支 "喰合せ" の問題がある。喰合せの禁そのものは夙く『拾芥抄』養生部第三十九にも「合食禁」

として見えるが、『養生訓』巻第四は 簟を、米を貯る器中に入おけるを、食ふべからず。又曰、南瓜を、魚鱠に合せ食すべからず。たい。 たくちゅ 魚鱠と瓜、冷水○菜瓜と、魚鱠と一にすべからず○酢肉に有ュ髪害ュ人○麦 醤、蜂蜜と同食すべからず○越瓜と酢肉なます。タタ 鴨肉〇蟹に、柿、橘、棗〇李子に、蜜を忌〇橙・橘に 獺 肉〇棗に 葱 〇枇杷に熱麫〇楊梅に生葱〇銀杏に鰻鱺〇諸あひる かに なっめ すもも こか だいだいだらばな かわりそ なっめ ひともじ び わ 忌 同食の禁 身重し○和俗の云。蕨粉を餻とし、緑豆を糝にして食へば、殺」人。又曰、鱅魚を、木綿子の火にてやきて、食すれり重し○和俗の云。蕨粉を餻とし、緑豆を糁にして食へば、殺」人。又曰、鱅魚を、木綿子の火にてやきて、食すれ ○酒後に茶を飲べからず、腎をやぶる○酒後に、芥子及び辛き物を食へば筋骨を緩くす○茶と榧と、同時に食へば、 鶏、雉、蝦をいむ〇鶏 肉と鶏子とに、芥子、蒜、生葱、糯米、李子、魚汁、鯉魚、兎、獺、鼈、雉を忌〇雉肉 きじょび まな にからだい たまご にない かんぎんかんかんせい にな きじじい 同食の禁忌多し、其の要なるをここに記す〇猪肉に、生薑、蕎麦、胡荽、炒豆、梅、牛肉、鹿肉、鼈、鶴、

くこまわせ まも まも まも まも ままい ままい ままま できれて あくじく すりほく うる をいむ〇牛肉に、黍、韭、生薑、栗子をいむ〇兎肉に、生薑、橘皮、芥子、鶏、鹿、獺 〇鹿に、生

紹介『甲斐徳本 喰合禁物集』

と記す。

て、 くは『拾芥抄』に認められ、降っては『食事戒』をはじめとする養生書や『女重宝記』等の往来物にも認められる。そし この様な「○○と○○を食せば××となる」形式の喰合せの禁(「合食禁」とも) 井上宗雄氏著『中世歌壇史の研究室町後期』(明治書院、 昭和四十七年) には、 は、 俗信としても伝えられるが、 古

がを食て筋骨を弱くなすこそ身の弱りなれ」の類)。 も述べ、後の方には紹巴の式目和歌や、 なおこの書(毛利氏の臣玉置土佐守吉保の自叙伝「身自鏡」)には、 合食禁歌・歌薬性・歌脈書等が掲げられていて興味深い 戦国末期に教訓歌の流行した事をまざまざと知る事できる書である。 蹴鞠の時に宋世の蹴鞠百首の類を参考にしたらしい事 (例えば 「酒の後せう

冊である と報告されており、 喰合せの禁を歌に詠むこともしばしばあったのである。 『徳本喰合禁物集』なる小冊子もそうした中の

本稿で翻刻紹介するのは八木架蔵本 『徳本喰合禁物集』は、喰合せの禁止を四十八首の三十一文字に詠じたもの。『国書総目録』には次の如くである。

甲斐徳本喰合禁物集 わせきんもつしゆうかいとくほんくいあ ₩ **剱医学卿東大** (馬鹿三人酒づくしきやうくんの内) 乾 Þ. 尾崎久弥

甲斐徳本と『喰合禁物集』

た。 寛永七年(一六三〇)歿したとされる永田徳本は、 「東の徳本、 西の道三」と称された名医というが、その閲歴には定かでない部分も多い。念の為に徳本の学統を安西安 知足斎と号し、 甲斐国を中心に活動した故に「甲斐の徳本」と字され

周

「日本儒医史」によって掲げておく。

第五章)

徳本――――磯野家――小島蕉園

徳本名の著作物には、 仮託された偽書が多いとされる。もちろん、当該『喰合禁物集』も単に徳本の名を冠しているに⑸

過ぎないと思量される。富士川游や安西安周もこれにはふれていない。

欄を上・下二段に割り、一面に一○首の喰合せ和歌を刻す。和歌は「いろは」順に並び所謂「いろは歌」の類とする。 架蔵本 『徳本喰合禁物集 全』(内題) はタテ77粍×ヨコ21粍の楮紙袋綴版本、全三丁。 改表紙。界高15粍×界幅19粍の烏糸



のミてにらくふな ミつねりのくすりを

どくとなるなりくすりをけして

水練りの薬を飲みて韮喰ふな

薬をけして毒となるなり

の如く、 和歌は仮名書、 一首は四行書である。 江戸・馬喰町三丁目吉田屋小吉板。

一 内容について附翻刻要領

げられておらず、この点に独自性が認められる。 同じものも認められるが、それはごく僅かであって、大半は異なっているのである。特に牛・馬 はない。同様に「水煉り薬と韮」も合食禁ではあっても喰合せではない。 当該書が喰合せとして禁ずるものは、『拾芥抄』『養生訓』『養生主論』等に見える記述とは大いに異なる。もちろん、 また、 「爪の帯」や「夜更けの冷水・酒」「手負い時の蝦」 ・鹿 ・猪等の獣類名は掲 等は喰合せで

紹介『甲斐徳本 喰合禁物集』

かかる独自な食禁を和歌で示す『徳本喰合禁物集』の翻刻は、 次の要領による。

- 1 和歌は一首一行どりに改め、 便の為に上・下句の間を一字分アキとした。
- 2 片仮名・漢字はそのままとした。
- 3 仮名遣や濁点も本のママに残し、改めることはしていない。

三翻刻

[翻刻紹介]



(内表紙)

^無華喰合禁物集 全

泉永堂壽梓

心いろく~のくひあハせよりわづらふぞ そばにたにしはどくとしるべし

⑤よふけてハひやミづのむなさけのミハ ふだんのむさけどくとなるべし ②おもひつきめづらしきものこのむなよ ふぐといもとハあたるものなり ⑤ちそくふてミづをバのむなたちまちに くすりをけしてどくとなるなり ②とうなすにまぐろハいむとしり玉へ これにあたれハやまひむづかし ○へたとらぬものをバいむとしり玉へ うりのへたをバことさらにいむ ⑫につけいとすつぽんくふなたちまちに 〇つりあハぬものをバすべてたべるなよ 包そうめんやうどんをくふてきのこをバ むれいしをバくひてあさりへいむぞかし 色たにしくひあハもちぐふななやむものぞ これさしあいとかねてしるべし 砂かんぞうにうなぎをくへばさしあふぞ くすりのむものこゝろえへてゐよ のわづらひハいくらよりおこるものとしれ たまごにあづきくひあはハせなり **③るいのなきしなハミやハせよくすまじ** ぬぬるきちやとなまづハいむとしりたまへ はらがいたミてなやむものなり のりうきうのいもとハさつまいものこと しんしやをいむとかねてしるべし 1日ほれんさうくふてきぶしハいむぞかし (はまぐりにれいしをくへばたちまちに ⑤ろくくへににえぬものをばくふまいぞ すべてかいるいいむがよきなり こいにやえなりくひあハせなり ざくろこのしろどくとしるべし くハざるものとかねてしるべし かねをつけぬもふしをいむゆゑ はれやまひとぞなりてくるしむ はらがいたミてなやむものなり なまごめくふてたまごくふまじ

②えてふへてあるとハしれどびハくふて そうめんうどんこむぎいむべし ⑤こむめくひこしやうをくへバどくとしれ たちまちあたりいのちあやうし ⑤ふぐとすしくいあハすれバちをはくぞ あしのねしぼりのミてぢすべし ⑤うなぎくひぎんなんくふなさしあいぞ かにとかきともくひあハせなり ⑤らちもなきあくものくひハせぬものぞ ③さとうなめこはだこのしろふなくふな **あめくふてきうりをくふなミづあめも** ① ておひにハゑびをくハすることなかれ 団けしていめてんもんどうになすくじら () ますくふてミづあめなめることなかれ | 倒やまもゝにねぎをいちどにくふときハ ①くるミをバくふてきじをバいむぞかし くひあハすればやまひむづかし 倒おんなにハもちごめにハとりさしあふぞ くへばしやうがいはらまぬとしれ ののちごひハせぬまへかたにこゝろえよ゛そバにすいくわハ大どくとしれ **あいたづらにゑしれぬものハミあハせよ** むむだぐひにおほくハ人のやむものぞ。 囮なまごめにまつだけくへばたちまちに 個ねぎとにらやまも ^ くふなどくとなる うさぎにからしどくとしるべし どくのうへなきくひあハせなり こしやうにくるミこれもどくなり やまひのたねぞふかくつゝしめ いづれもあたるものとしるべし かもにくらげハさしあふとしれ いのちにかゝるくひあはハせなり さしあふものぞかねていむべし さしあふものとかねてしるべし おもきやまひとなるものぞかし

⑧きくくふてしぎのとりをバミあハせよ 大しよくこしやうのたねとしるべし

ゆゆずくふてさつまいもをバいむぞかし さゝぎにこひとふなもどくなり

めめつたぐひするハゑきなしつゝしめよ くらげをくふてくしがきをいむ

函ミつねりのくすりをのミてにらくふな くすりをけしてどくとなるなり

①しばゑびにとうなすくへバ大どくぞ おもきやまひとなるとしるべし

魯えびくふてなまものくへばどくとなる すべてぎよるいになまものハいむ

砂びハくふてかにをくひなバわうだんの やまひとなるぞかたくつゝしめ

⑤もろこしをくふてあんずをくふときハ たちまちやまひおもるものなり

団すもゝくひすゞめをくへばだいどくぞ すもゝにねぎもてきやくとしれ 世ぜんまいとばいをバいむとしり玉へ すいくわにたこもさいあいとしれ

愈きやうこそハしよくようじんをもとゝせよ やまひハすべてくちよりぞいる

(1) 次の拙稿がある。

注

A「曲直瀬道三『養生和歌』」(『神道史研究』第四十九巻第二号、平成十三年四月)

B「紹介・安元『養生和歌』」(『女子大國文』第百三十号、平成十三年十二月)

(2)諸書に見えるが、例えば『富士川游著作集3』(思文閣出版、昭和五十五年)「Ⅳ 迷信の研究」に詳しい。

(3)『食事戒』は、文化十二年刊の高井伴寛著。『食事養生解』とも。巻末に

○合食すべからざる品荒増左に記す。 ○大毒の印

鰮だ に西瓜 木は鯉にはまれています。

又ハ小豆

楊梅に炒豆○ 馬歯莧に胡椒

緑豆に榧子

泥鰌に萆薢

狸肉に蕎麦

蕎麦麪に胡桃又ハ西瓜又ハ楊梅そはタピ メダ タエンタ タエメタ 厚朴に昆布又は塩梅 蝮蛇に梅酢○

薊に甘草 麦門冬に鰤

螺に昆布

商陸に芹

鰻魚に西瓜〇又ハ木瓜〇又ハ酢

金柑に蕃薯

枝柿に躑躅 甜瓜に蘿摩実〇

田螺に審椒 蝦に緑青

かじかに甘草

草石蠶に諸魚

鰻魚に梅酢

亡茯苓に青菜

茶

昆布

川魚

鯽に砂糖

쿭吾に砂糖った。 恭苣に胡椒

醴を飲で湯に浴べからず 地黄に大根又ハ葱

蕎麦を食て湯に浴べからず 河豚に煤を忌い

十四年十一月一日~十一月七日、 なお、 当該『食事戒』は、 京都女子大学・京都女子大学短期大学部図書館蔵『第三回図書資料特別展観―食をみる―』(平成 於錦華殿)に展示された。あえて注しておく。

4 永田徳本の閲歴は、

(1)服部敏良著『室町桃山時代医学史の研究』(吉川弘文館、 昭和四十六年)

84

②安西安周著『日本儒医史』(青史社、昭和十八年)

(3)富士川游著『富士川游著作集7』(思文閣出版、昭和五十五年)等に詳しい。就中、富士川『日本医学史』(決定版、日新書

院、昭和十六年)第七章は見るべきものがある。

(5) この徳本の著作に関する問題は、前掲注4の何れにもふれられているが、そもそもは富士川游著『日本医学史』(裳華房、明

治三十七年)に拠るものである。

(短大部教授)